

19歳以上23歳未満の被扶養者の認定基準が変更されます

地方公務員等共済組合法運用方針の一部が改正されたため、被扶養者認定事務取扱要領を下記のとおり改正しました。

記

1 改正内容

19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く。）の認定基準額について、年間130万円未満から年間150万円未満に引き上げる。

※ 改正箇所

改正後の被扶養者認定事務取扱要領中、4頁第8 1（4）、第8 2、6頁7

2 改正理由

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図るため。

3 施行日

令和7年10月1日

4 注意事項

(1) 学生であることの要件は求めず、年齢によって判断する。

(2) 年齢は、所得税法の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定する。

※ 19歳に到達する年の1月1日から22歳に到達する年の12月31日までの基準額は150万円未満となる。

なお、民法を準用し、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は、12月31日において年齢が加算される。

(3) 令和7年10月1日以降に組合員が被扶養者申告書を提出する場合、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の基準額は130万円となる。

(4) 認定基準額の150万円を一時的に超えた場合でも「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく事業主証明により一時的な収入増加と認められる場合は、認定継続が可能である。

(5) 今年度の被扶養者資格調査において、時給又は日給の者が基準額を超過した場合は令和7年11月1日にて認定取消を行うよう取り扱っているが、この判定に本改正を適用する。